

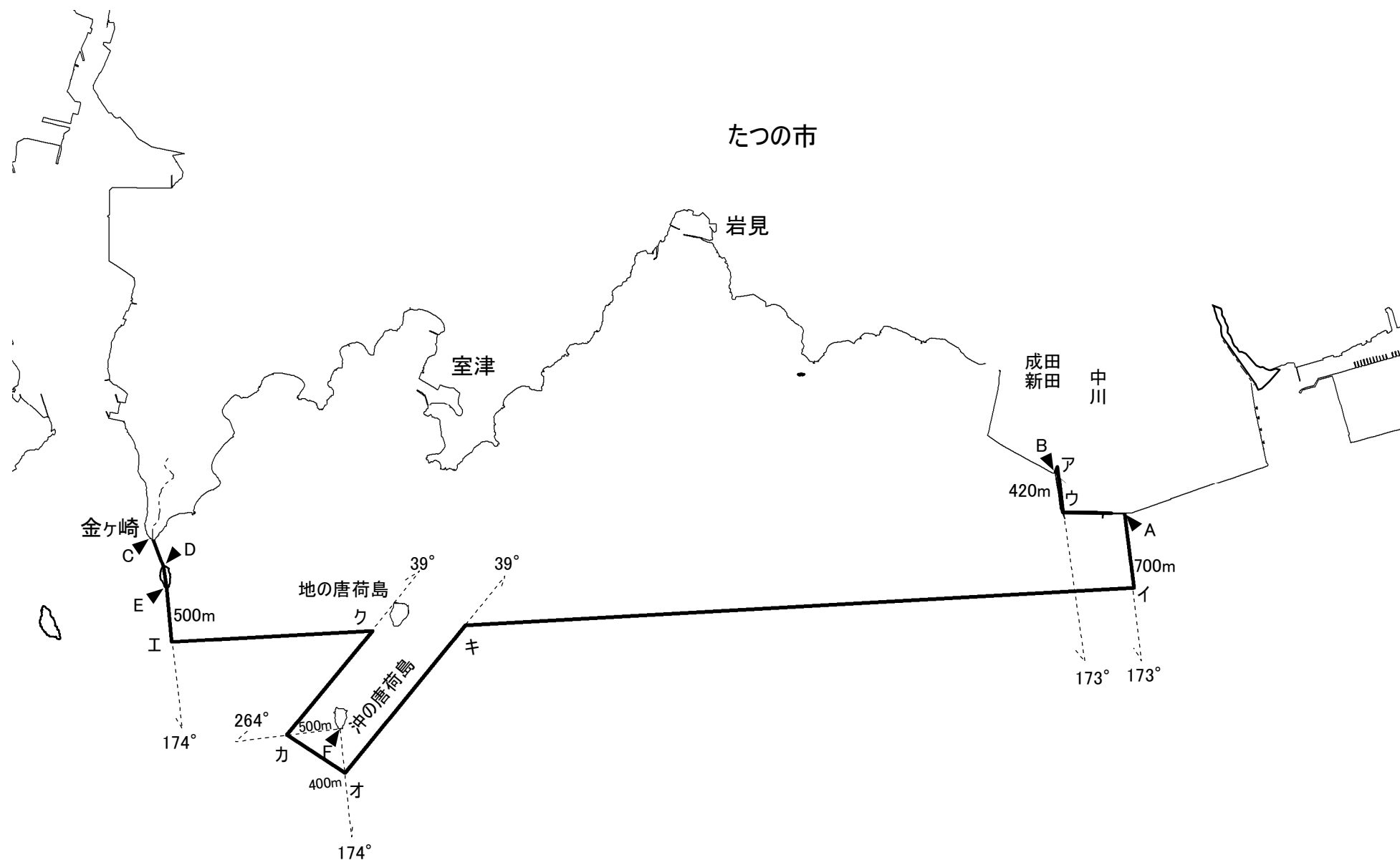
免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 61 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	たつの市御津町地先	室津漁協 岩見漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、ウ、A、イ、キ、オ、カ、ク、エ及びEを結んだ線並びにDとCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	点の位置	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い東へ193メートルの点に設置した標識 (北緯34度45.48分、東経134度34.33分)	
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	B たつの市御津町苅屋成山新田南東角	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	D たつの市・相生市界地先君島北端	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	E たつの市・相生市界地先君島南端	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	F たつの市地先沖の唐荷島南端	
	"	まてがし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから護岸に沿い北東へ50メートルの点	
	"	とりがし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから173度700メートルの点	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ウ アから173度420メートルの点	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Eから174度500メートルの点	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ Fから174度400メートルの点	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Fから264度500メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	キ イとエを結んだ線とオから39度の線の交点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ク イとエを結んだ線とカから39度の線の交点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第61号
 漁場の位置 たつの市御津町地先
 漁場の区域 次の点のうちア、ウ、A、イ、キ、オ、カ、ク、エ及び
 Eを結んだ線並びにDとCを結んだ線と最大高潮時
 海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い
東へ193メートルの点に設置した標識
(北緯34度45.48分、東経134度34.33分)
- B たつの市御津町苅屋成山新田南東角
- C 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界
- D たつの市・相生市界地先君島北端
- E たつの市・相生市界地先君島南端
- F たつの市地先沖の唐荷島南端
- ア Bから護岸に沿い北東へ50メートルの点
- イ Aから173度700メートルの点
- ウ アから173度420メートルの点
- エ Eから174度500メートルの点
- オ Fから174度400メートルの点
- カ Fから264度500メートルの点
- キ イとエを結んだ線とオから39度の線の交点
- ク イとエを結んだ線とカから39度の線の交点



平成25年9月1日 免許
共第61号漁場

